

令和7年度 第5回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）8月14日

日野市教育委員会

令和7年度第5回日野市教育委員会定例会

開催日時

令和7年(2025年)8月14日(木)
14時00分～14時25分

開催場所

506会議室

出席委員

教 育 長	白石 高士	教育長職務代理者	高木 健夫
委 員	真野 広	委 員	正留 久巳
委 員	岩下 優美子		

議事録署名委員

委 員 岩下 優美子

事務局出席者

教 育 部 長	中田 秀幸	教育部参事	宇田川 裕美 (兼教育指導課長)
教育部参事	飯倉 直子	庶務課長	釜堀 亜矢子 (兼ふるさと文化財課長)
教育指導課主幹	坪田 充博	統括指導主事	前田 健太

傍聴者

1名

書記

庶務課係長	岸本 洋輔
庶務課主事	金澤 仁

議事内容

別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

白石高士

議事録署名

委 員

岩下優美子

議事内容

議案

- 第 1 9 号 日野市立小学校教科用図書採択について
- 第 2 0 号 日野市立中学校教科用図書採択について
- 第 2 1 号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について
- 第 2 2 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第 7-5 号 都教委の『都教育施策大綱』や『都教育ビジョン』、日本史服毒本『江戸から東京へ』の国家主義色濃い記述等を是正させる意見書を出して頂きたい請願

報告事項

- 第 1 4 号 令和 7 年第 1 回日野市議会臨時会の報告

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[白石教育長]

初めに、8月1日、私、白石高士が教育長に就任をいたしました。高木委員を職務代理者に指名をいたしましたことを御報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和7年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案4件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、請願第7－5号は、議事の最後に審査したいと思います。また、議案第22号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、請願第7－5号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第22号は、公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

それでは、議事に入ります。

議案第19号 日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部参事。

○議案第19号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第19号 日野市立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、令和8年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次ページ、2ページをお開きください。

ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。小学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和5年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に義務教育諸学

校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとありますため、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

なければ、御意見を伺います。御意見のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

意見ございませんので、御質問・御意見はこれにて終決いたします。

お諮りいたします。日野市立小学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することと異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第20号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第20号 日野市立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、令和8年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次ページ、4ページをお開きください。

ここに記載する教科用図書について採択するものでございます。中学校におきましては、学習指導要領の下で編集、発行された教科用図書を令和6年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとありますため、このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条には、種目

ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

なければ、意見を伺います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終決いたします。

お諮りいたします。日野市立中学校教科用図書の採択についてを原案のとおり決することと異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部参事。

○議案第21号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第21号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項、学校教育法附則第9条第1項、同法施行規則第139条の規定に基づき、令和8年度に日野市立小中学校の特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小中学校の特別支援学級で特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条第1項、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるとされております。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきまして、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項に規定する一般図書から採択することとなります。各学校が文部科学省検定教科書を選定している場合については、特別支援学級でも通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用いたします。小学校につきましては、令和5年度に採択され、令和9年度まで使用する教科用図書を、中学校につき

ましては、令和 6 年度に採択され、令和 1 0 年度まで使用する教科用図書を特別支援学級でも使用いたします。

6 ページを御覧ください。

特別支援学級教科用図書採択資料、調査研究の趣旨について、枠囲みの中の記載内容となります。(1) 特別支援学級における教科用図書の調査研究について、を御覧ください。今年度は、令和 7 年 7 月 1 0 日付の文書にて、各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究を依頼いたしました。各学校において、教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から 7 月 2 5 日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

(2) 調査研究の基本的な考え方を御覧ください。次の 3 点が基本的な考え方でございます。①児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること、②可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること、③学年進行に当たって、上の学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮すること、を踏まえて各学校で調査研究をいたしました。

各学校の調査研究結果を一覧に整理したものが枠囲みの下にございます。各学校の調査研究結果一覧にも示しております。令和 8 年度については、各学校とも、学年ごとに教科用図書を選択しております。2 行目の日野第三中学校の欄を御覧ください。各学年とも、学年を単位として選定をしており、音楽、図画工作、第 6 学年のみ算数は文部科学省検定教科書を、国語、書写、社会、第 6 学年以外は算数、理解、生活、家庭、保健、英語、道徳は一般図書を選定しております。

8 ページから 4 3 ページは各学校で調査研究を行い、報告された資料でございます。各ページの図書名の前に示された検、図、市という表記でございますけれども、検は、文部科学省検定教科書、図は文部科学省著作教科書、市は学校教育法附則第 9 条に規定された一般図書を表しております。

また、横軸にございます教科書の記号番号について、記載のあるものについては、東京都教育委員会が調査研究を行った図書から選定しております。空欄のものについては、学校が独自で調査研究を行い、選定しております。

特別支援学級の教科用図書の選定といたしましては、学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書から 7 4 冊、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書から 2 冊、文部科学省検定教科用から 7 7 冊を選定しており、それぞれの障害の種別、程度等、個々の状況に応じて各学校から選定した報告がありました。

以上で特別支援学級教科用図書の調査研究の経過並びに採択に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

なければ、意見を伺います。意見のある方、お願いいたします。よろしいですか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終決いたします。

お諮りいたします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを原案

のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、報告事項第14号 令和7年第1回日野市議会臨時会の報告について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第14号 令和7年第1回日野市議会臨時会の報告について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書51ページを御覧ください。報告事項第14号 令和7年第1回日野市議会臨時会の報告をさせていただきます。次ページをお開き願います。

1、会期は7月29日、火曜日、1日で行いました。2、議案は、市長提出議案1件、うち教育委員会に関するものが1件、議員提出議案はございませんでした。議案は、日野市教育委員会教育長の任命についてでございます。同意されております。

報告は以上でございます。

[白石教育長]

事務局からの報告が終了しました。

御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、報告事項第14号を終了いたします。

それでは次に、請願第7-5号 都教委の『都教育施策大綱』や『都教育ビジョン』、日本史服毒本『江戸から東京へ』の国家主義色濃い記述等を是正させる意見書を出して頂きたい請願。

事務局より説明をお願いいたします。庶務課長。

○請願第7-5号 都教委の『都教育施策大綱』や『都教育ビジョン』、日本史服毒本『江戸から東京へ』の国家主義色濃い記述等を是正させる意見書を出して頂きたい請願

[釜堀庶務課長]

議案書47ページを御覧ください。請願番号、請願第7-5号、受付年月日、令和7年7月8日、件名、請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、48ページから49ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[白石教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局は請願者を席に御案内ください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

どうぞ、お座りください。

[白石教育長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。お願いします。

[請願者]

1番に書いたように、今、政府が計画策定を義務づけているのは、教育基本法改定の第17条新設での努力義務に当たるものと、それから、地方教育行政法の改定での第1条の三1項新設での義務化です。大津のいじめ事件に発生するものですが、これに絡む大綱です、教育施策大綱。

この2つを、日野市は両方とも作っておるようでございます。東京都の『教育施策大綱』は結構影響力を及ぼしますのですね。

それで、2番に書いたように、『東京都教育施策大綱』は、舛添さんのときの、2015年のときは、「我が国は礼節を重んじる国民性がある」とか、それから2番のところですよ、「日本人としてのアイデンティティを確立する」とか、非常に国家主義です。在日外国人生徒への配慮がない記述をしておったわけです。

3番のところ、小池百合子氏が2017年の1月に作った大綱は、これもやっぱり舛添さんと小池氏は別人物なのに、「礼節を重んじる日本人の行動規範」とか、丸々舛添さんのを真似しているわけでございます。いわゆる在日の生徒へおける配慮がないと。

4番を見ていただいて、小池氏が2021年に作ったものもやっぱり「礼節を重んじる国民性」、全く一緒です。

5番は、今年の3月に公表したものは、今までのだらだらとした文章じゃなくて、最近はやりのスライド、写真多用でございまして、国家主義的な文言は確かに消えました。

しかし、1年前の2024年の3月に策定した『東京都教育ビジョン』のほうは、文字どおり、国家主義を押しつけているわけです。東京都独自の科目『江戸から東京へ』と、これは高校用につくったものでございますけれども、この「活用を通じて、日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情の大切さについての自覚をさらに深めていく」と。国家主義むき出しなわけです。

私どもとしては、『東京都教育ビジョン』の35ページの記述をやはり削除すべきだということで、パブリックコメントも出したわけです。そうしたら、7番に書いたように、パブコメに対する都教委の回答と称するものは、非常に私どものパブコメの内容を曲解してまして、7番のところを見てくださいよ。「自由で多様な学びを推進するという考え方に反するため、『江戸から東京へ』の活用など、推進しないでほしい」と、むちゃくちゃ短縮して、国家主義を批判しているところを無視しているわけですよ。そういうふうなのが都教委の回答なわけです。

じゃあ、『江戸から東京へ』はどういうところが問題かというと、5番を見ていただくと、まず第二次世界大戦について、マッカーサー証言の約2万2000語から9語だけ取り出して、「この戦争は日本が安全上の必要に迫られて起こしたと捉える意見もある」と。要するに「自衛戦争」だと。今ね、こんな、第二次世界大戦は「自衛戦争」だという人は、白石さん、いませんよ、世の中に、右翼しか。

2番のところの問題は、朝鮮人虐殺です。これについては、8番のところを見ていただきたいんですけども、最初は、「大震災の混乱の中で、数多くの朝鮮人が虐殺されたことを悼み、1973年に碑が建てられた」と。これ、まあまあ、いい記述だと思います。人数が書いていないのが不満ですけどね。「数多くの朝鮮人が虐殺された」と。要するに人災なわけです。

ところが、2012年の改定、猪瀬直樹氏のときに、非常に政治的な圧力が、古賀壮志さんのお父さんたちの頃からありまして、数多くの朝鮮人が虐殺されたというのも、8番です、都教委の指導主事は「朝鮮人の尊い命が奪われました」って助詞を改ざんしたんですよ。なぜかというと、「虐殺」の部分を削って、「朝鮮人が尊い命を奪われました」っていきなり書くと語呂が悪いでしょう。語呂が悪いからごまかして、「の」と「が」を入れ替えたりして、こういう姑息なことを都教委の指導主事がやって、それで自然災害で朝鮮人の方が亡くなったかのように装ったわけです。これが『江戸から東京へ』という服毒本、私、今、「フクドク」というのは毒を服するほうの「服毒」だと思いますけれども、そういうことなんで、これらの記述をしている『江戸から東京へ』を尊重するという、東京都の『東京都教育ビジョン』はぜひ撤廃すべきだということを、日野市の教育委員会からぜひ声を挙げてほしいと思いますし、日野市の教育委員会では、中学校へ何冊かは来ているらしいですよ、1冊ずつ。ぜひ無視して、そんなものは都教委に料金着払いで送り返していただきたいと。本当に服毒本ですよ、白石さん。お願いします。民主主義を守るために。

じゃあ、ありがとうございます。

[白石教育長]

請願者の方は傍聴席へ移動をお願いします。

[白石教育長]

ありがとうございます。この件につきまして、御質問ございましたら、お願いをいたします。質問よろしいですか。

[白石教育長]

それでは、なければ、御意見を伺います。御意見ある方、お願いいたします。

高木職務代理。

[高木教育長職務代理者]

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は2から8項、具体的請願・分析事項として請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項等について、日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は採択と考えます。

以上です。

[白石教育長]

ほかに御意見いかがですか。

真野委員。

[真野委員]

請願者の御説明、大変ありがとうございました。また、事前に請願内容もしっかり読ませていただきました。その上で、この請願内容、請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、日野市教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたします。

以上です。

[白石教育長]

ありがとうございます。ほかに御意見いかがですか。

正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。本請願を読ませていただきました。資料も見ました。請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど、及び2から8の具体的請願・分析事項を読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき事由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[白石教育長]

ほかに御意見。

では、どうぞ。

[岩下委員]

請願をじっくり読ませていただきました。また、今ほど請願者による説明も伺いました。ありがとうございました。

請願の背景、具体的請願・分析事項についてよく読ませていただきましたが、日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって、不採択と考えます。

以上です。

[白石教育長]

ありがとうございました。私も今4人の委員と同様の理由で不採択と考えます。

委員の皆様の御意見としては不採択という御意見が多いようですので、都教委の『都教育施策大綱』や『都教育ビジョン』、日本史服毒本『江戸から東京へ』の国家主義色濃い記述等を是正させる意見書を出して頂きたい請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしとのことですので、請願第7－5号については、不採択とすることに決しました。

これより、議案第22号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をお願いいたします。

[白石教育長]

なお、本件の終了をもって、令和7年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 14時25分